

給付の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

■給付の基本構造

- 施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格[※])から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担)を控除した額となります。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」「保育必要量」「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

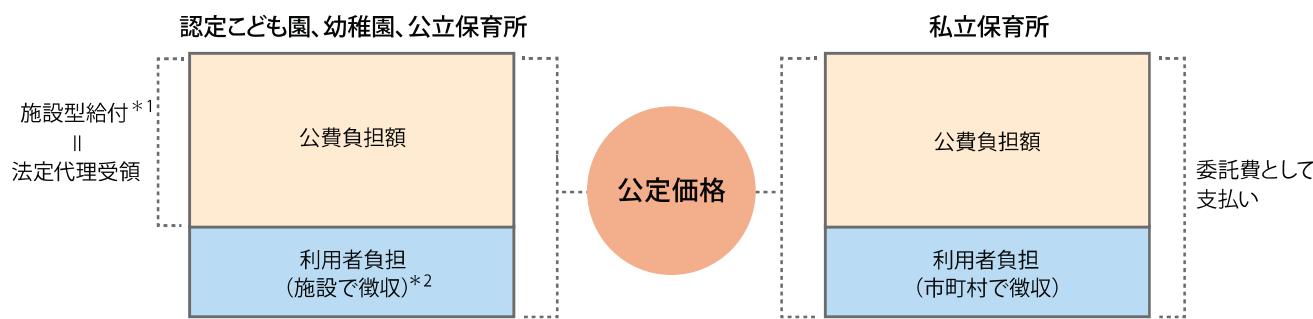
※教育標準時間(1号)認定については、地方単独費用部分を含めた、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格となります。

- 給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担は施設が利用者から徴収します)。

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われます。

- 給付(私立保育所の場合は委託費)は施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなります。

公定価格の仕組み(イメージ図)



*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。

*2 公立保育所の場合は市町村へ支払います。

■教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造

- 教育標準時間(1号)認定の子どもに係る施設型給付については、私立幼稚園に係る従来の国・地方の費用負担状況などを踏まえ、当分の間、全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的に支給されます。

